

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年1月
新潟県

目 次

第1	協同農業普及事業の実施に係る基本的事項	・ ・ ・ ・	1
第2	普及指導活動の推進方向	・ ・ ・ ・	2
1	基本的な推進事項		
2	活動方法に関する基本的事項		
第3	普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・	9
1	農業普及指導センターへ配置する普及指導員		
2	本庁及び試験研究機関へ配置する普及指導員		
第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	・ ・ ・ ・	10
1	人材の育成計画		
2	向上を図るべき資質		
3	資質向上の方法		
第5	普及指導活動の方法に関する事項	・ ・ ・ ・	11
1	農業普及指導センターの運営		
2	農業革新支援センターの運営		
3	情報提供・相談機能の体制等の整備		
4	普及協力体制の整備		
第6	農業大学校における研修教育に関する事項	・ ・ ・ ・	12
1	学生教育の充実		
2	農業者等に対する研修の充実		
3	社会人等への研修機会の提供		
4	就農・就業への理解促進		
5	先進的な農業者等による外部評価の実施		
第7	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・	13
1	農業への理解促進		
2	海外技術協力		

第1 協同農業普及事業の実施に係る基本的事項

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、県が農林水産省と協同して普及指導員（第3の2の農業革新支援担当を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して主体的に農業経営改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

現在、国内にあっては、農業就業者及び農村人口の減少や高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、付加価値の高い持続可能な農業を確立し、農業者の所得向上と、農業・農村の持続的な発展を実現するためには、担い手の確保・育成、積極的に経営発展に取り組む農業者や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興に向けた取組等が必要である。

このため、本県の協同農業普及事業の実施に当たっては、「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和七年四月三十日農林水産省告示第六百七十四号）」（以下「運営指針」という。）を基本とし、「新潟県総合計画」、「新潟米基本戦略」、「新潟県園芸振興基本戦略」及び「畜産経営の持続的な発展方針」等に掲げる推進方向や重点施策の推進に向けて的確に取り組むとともに、普及活動の高度化、重点化に努める。

また、普及指導員は、スペシャリスト機能及びコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者との結びつきの構築等を通じ、地域計画に位置づけられた担い手等の所得向上、地域農業の生産面、流通面等における革新及び持続可能な農業・農村の仕組みづくりなど「構造対策」と「生産対策」を両輪で進めることで、農業がしっかりと儲かる産業となり、農山漁村が心豊かに住み続けられる地域であり続けることができるよう、地域農業の維持・発展を総合的に支援する。

なお、活動に当たっては、運営指針に示されている県の役割を踏まえた上で、関係機関・団体や外部専門家等との役割分担に基づく地域の指導体制を強化することにより、効果的で効率的な普及活動を展開する。

第2 普及指導活動の推進方向

1 基本的な推進事項

国が食料・農業・農村の持続的発展を推進するために策定した「食料・農業・農村基本計画」や農林水産業のCO₂ゼロエミッションの実現や有機農業の拡大等を目指した「みどりの食料システム戦略」などの施策の展開方向を踏まえ、「新潟県総合計画」等の目的・目標達成に向けて、地域や農業者の意向を的確に捉え、普及指導員が解決すべき課題や対象を重点化して取り組む。

また、普及指導活動に係る指導事項については、地域の実情等に応じて農業普及指導センター（新潟県行政組織規則（昭和三十五年新潟県規則第八号）により規定）が設定する。

(1) 力強い農業構造の確立と中山間地域農業の発展

担い手への農地の集積・集約化やデジタル化されたデータ等を活用した生産技術や経営の最適化による収益性向上の取組を推進する。

また、地域を担う組織や法人間の連携・再編などを進めるとともに、食品産業など多様な産業と連携した企業的経営体の育成を推進する。

加えて、中山間地域においては、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりや、地域資源を活用した付加価値の高い農業を実践する農業法人の育成などを進める。

ア 経営基盤の強化

イ 中山間地域の活性化

(2) 収益性の高い魅力ある農業経営の実践

活力ある農業の実現に向けて、スマート農業技術等を活用した生産性の向上を図り、消費者や食品産業等のニーズに対応するため、県産農畜産物に係る安定生産・供給体制の構築を推進する。

また、有機農業の産地拡大などの「みどりの食料システム戦略」で掲げる目標達成に資する取組や、スマート農業技術等を活用した省力的で環境にやさしい栽培体系への転換、畜産経営体と連携した堆肥施用による土づくり等を推進する。

ア 日本の食を支える生産性の高い県産穀物の安定生産・供給

イ 消費者ニーズに的確に対応し持続的に発展する園芸産地の育成

ウ 畜産物を安定生産する持続可能な経営体の育成

エ 環境と調和した農業の展開

(3) 県産農畜産物の国内外への多様な販路開拓と魅力発信

農業者の所得向上に向け、県産農畜産物のブランド化を進め、マーケットインの生産体制を構築するため、食料の生産から消費に至る各段階の多様な関係者（以下「食料システム関係者」という。）との連携を強化し、産地活性化の取組を推進する。

また、県産農畜産物の輸出拡大に向け、農業者が輸出に興味を持ち、意欲をもって取り組める環境づくり、マーケットインの視点に基づく生産や産地づくりなどの取組を推進する。

ア 県産農畜産物のブランド力の向上

イ 県産農畜産物の輸出拡大

(4) 農業を担う人材の確保・育成

雇用や後継者の受け皿となる個別経営体や農業法人の経営基盤強化に加え、働きやすい環境づくりや安心して就農できる地域や産地の受入体制整備などにより、農業に魅力を感じて就農・就業を目指す者を増やし、次世代の農業経営者の育成を推進する。

また、農業経営及び農村における青少年・女性など多様な人材が活躍できる経営体を育成するための取組を推進する。

ア 就農・定着まで一貫した支援による担い手の確保・育成

2 活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組む。

(1) 基本的な推進事項に対応した取組方向

農業普及指導センターは、1の基本的な推進事項への取組を実施する上で、重点化すべき課題に対応した取組の推進に当たっては、次に掲げる事項に取り組む。

ア 担い手の確保・育成に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現及び農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農・定着を促進するため、関係機関・団体や民間企業、先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫した支援を行うとともに、新潟県農業経営・就農支援センターの取組に参画し、市町村と連携した就農支援や企業の農業参入の推進、専門家等と連携した経営改善、法人化、経営継承、労働環境の整備等の課題に対する経営支援を行う。

また、新規就農者を含む担い手の受け皿となる経営体を育成するため、専門家等と連携した経営改善、法人化、経営継承などの課題解決への支援や法人の組織的連携、国際水準GAP導入等の取組を支援する。

さらに、地域計画の実現や変更に向けた協議の場への積極的な参加等を通じ、次世代の担い手等への生産基盤の円滑な継承や担い手への農地の集積・集約化に向けた合意形成を支援するとともに、中山間地域の営農や集落機能の維持に向けて、ビジョンづくりや多様な人材の確保・育成等の取組を地域の関係機関・団体と連携して支援する。

加えて、女性農業者の地域の方針策定及び農業経営への参画を推進するため、関係者の意識啓発など、女性が能力を発揮できる環境を整備し、地域をリードする女性農業者を育成するとともに、農業分野に従事する外国人材の円滑な受入れを促進するため、農業者に対し農林水産省が提供するリーフレットを用いた制度周知など、必要な支援を行う。

イ スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、省力・低コスト化や品質・収量の向上に向けた農業の生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入に高い関心がある者に対し、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農畜産物の新たな生産方式の導入に向けた取組を支援する。

また、その際、各地域の状況や課題に応じたスマート農業技術の導入とその効果を十分に発揮する新たな生産方式を組み込んだ技術体系を明確にするとともに、当該技術体系の普及に向けて、国等とも連携し、農業者等のスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の作成及び目標達成に向けた取組を伴走型で支援する。

なお、新たな生産方式については、スマート農業ごとに様々な組み合わせが存在し、品目や地域等でも異なるため、県関係部局や関係機関・団体等が密接に連携するとともに、知見を有する民間企業とも連携し、地域において推進すべき技術体系の検討を行った上で普及を図る。

ウ 農業支援サービスの活用促進

地域農業者の生産性向上や経営改善、農地維持等の観点から、専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用に向けた取組を支援する。

農業支援サービス事業者に対しては、地域農業の課題や潜在的なものを含めた作業受託ニーズ等に係る情報提供に努める。また、農業者や産地に対しては、地域で活用可能な農業支援サービスや、その活用を通じて生産

コストを低減する経営手法等に関する情報の提供等のほか、事業者と農業者や産地とのマッチング機会の拡大に資する取組を、関係機関・団体等と連携して支援する。

エ マーケットインの生産体制構築

農業者や産地が実需側の求めるニーズに応えるため、実需者や農業者・産地連携しながら、効率的かつ安定的に農畜産物を供給できる品種・栽培方法や機械収穫等に適した出荷規格・出荷方法等に係る助言・指導を行う。

このほか、特に輸出向けの農畜産物や有機農畜産物など環境負荷の低減に資する農畜産物については、GAP認証や有機JAS認証の取得など追加的な対応について、流通事業者と連携した支援を生産指導と併せて行う。

オ その他基本的な課題に対応した取組の推進方向

(ア) みどりの食料システム戦略の推進

「みどりの食料システム戦略」（令和三年五月十二日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向け、気候変動や生物多様性の保全等の対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、グリーンな栽培体系加速化事業で策定された栽培マニュアルなどを活用し、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）に加え、品種や品目の転換を含めた高温等の影響を回避・軽減する適応技術等のきめ細やかな情報提供と普及に取り組む。

また、支援に当たっては、関係機関・団体と連携し、既存の栽培技術や試験研究機関等が新たに開発した技術、スマート農業技術の実証・導入のほか、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の作成・実行や、地理的条件等を踏まえた経営安定に資する戦略づくり、地域一体で防除を実施する広域での総合防除体制の普及、栽培暦等の点検・見直しを支援する。

(イ) 農畜産物の輸出促進

輸出の取組の裾野を広げる観点から、農業者が輸出に関する意義や目的、さらにはメリットやリスクを的確に理解できるよう情報提供に努める。

また、農業者の所得向上のため、関係機関・団体や輸出事業者等と連携し、国際水準GAP等の各種認証の取得や、収益性を高める取組を支援するとともに、マーケットインの視点に基づき、海外の規制や需要に対応した品種及び作型、低コスト栽培技術等の導入を支援するほか、知的財産の保護や、地域全体で輸出に取り組む際の合意形成等の取組を支援する。

(㊦) 農村の振興に資する取組推進

地域の関係機関・団体と連携して、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動のほか、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、地域・産地等に必要な人材の確保に向け、関係機関・団体との連携により、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用が促進されるよう支援する。

鳥獣被害防止対策に当たっては、被害状況を踏まえ、対策が効果的に行われるよう、関係機関・団体や集落の維持に関わる活動組織など幅広い関係者との連携体制構築を推進した上で、農業者ができることとして、鳥獣の隠れ家となる荒廃農地等の草刈りや、鳥獣を誘引する農作物残渣、放任果樹の除去等の取組について支援する。なお、取組の高度化・対策の広域化に対応する観点から、ICTわな捕獲の活用や広域的な捕獲活動等の取組を支援する。

また、荒廃農地を発生させないよう、地域ぐるみの話し合いを通じた最適な土地利用構想の策定や、この構想に基づく粗放的な利用なども含めた農地の保全等、地域の総合的な取組を関係機関・団体と連携して支援する。

(㊧) 農作業安全対策の推進

農業分野における死亡事故の6～7割を農業機械作業に係る事故が占めていることなどから、関係機関・団体、農業機械取扱店等と連携し、農業者への農作業安全対策に係る研修機会の創出や参加誘導を図る。

このほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の合格機の使用、国際水準GAPの取組、農薬の適正使用、労災保険の活用等の取組を支援する。

(㊨) 大規模自然災害等への対応の推進

地域における地震や豪雨等の自然災害に対する備えとして、農産物等への被害発生が予想される場合は、農業者や関係者に対して必要な指導・助言を行う。

さらに、自然災害等によって農業被害が発生した場合は、関係機関・団体とも連携しつつ、各種支援措置に関する情報提供等を含め、早期の復旧や営農再開に向けた取組を支援する。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動の実施に当たっては、次に挙げる事項に留意し、効果的か

つ効率的に行う。

ア 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である、直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTを積極的に活用した普及指導活動を展開する。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報を提供するとともに、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、情報セキュリティを強化しながら、農業者を始めとする関係者や関係機関・団体等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努める。

イ 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

地域の生産現場において、労働生産性の高い農業の実現が図られるよう、市町村、農業協同組合や試験研究機関など地域の農業振興を担う関係機関・団体のみならず、生産資材の製造・流通、農畜産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者などの食料システム関係者や、金融機関など経営に係る助言等を行う民間企業等を巻き込み、関係者間で地域農業の課題を共有するための意見交換等を推進する。

その上で、関係者が、それぞれの役割や具体的な取組を検討するとともに、これを共有するための場づくり等を支援し、合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能の発揮に努める。

農業革新支援担当においては、これらの活動が活発に行われるよう活動状況等を把握した上で、活動の促進に向けた関係機関・団体間の協力関係づくりや技術的な助言等の支援を行うものとする。

加えて、地域の先進的な農業者やリーダーとの意見・情報交換を密にし、地域の基本的な課題に対する普及活動において連携を図るとともに、次世代の地域農業を担うリーダー等の育成を図る。

ウ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保存に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず、地域振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めるなど、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

エ 試験研究機関との連携強化

試験研究機関との連携に当たっては、普及指導活動で得られた現場課題を研究開発に反映させるため、研究開発の企画段階から試験研究機関と普及組織が一体的に取り組み、実用性の高い技術が開発されるよう努める。

また、普及指導員は、試験研究機関への現場課題等の積極的な情報提供や意見交換等を行い、試験成果等の効果的な推進や有益な成果の普及を図るとともに、生産現場における育成者権等の知的財産権の保護や、秘匿技術情報等の流出防止に配慮する。

オ 都道府県間の連携

農業革新支援担当は、広域的な課題に対応するため、国が有する知見・経験等についての情報を収集するとともに、他都道府県農業革新支援担当等とのネットワークを構築・活用し、広域的な課題に対する情報の共有、技術協力等に努める。

また、都道府県間連携に係る依頼に可能な限り対応し、自然災害への対応、気候変動対策、環境負荷低減に資する生産体系や家畜伝染性疾病及び病害虫防除等の知見の集積と共有化を図る。

カ 普及指導計画の策定と評価

(ア) 普及指導計画の策定

農業普及指導センターは、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、下記の普及指導計画を策定する。

a 普及指導年度計画

「新潟県総合計画」等の目標に合わせ、管内農業・農村の展開方向を構想して目標値を設定し、その目標値を踏まえた当該年度ごとの実践的な活動計画を普及指導年度計画として策定する。

また、地域の実情に応じて普及指導活動の課題と対象を重点化するとともに、目標値に対する効果測定指標を設定し、適切な進行管理を行う。

b その他の普及活動計画

普及指導活動の進行管理と活動成果に対する評価を実施し、以降の活動に的確に反映させるため、普及指導計画樹立要領に基づき、活動計画・検討表を作成し、活動記録を整備する。

(イ) 普及指導活動の評価

a 内部評価

農業普及指導センターは、普及指導計画等に基づく活動の成果等について、定期的かつ適切に評価し、年度末にその評価結果に基づき活動方法や活動体制の改善を図り、次年度以降の普及指導活動に反映させる。

b 外部評価

外部評価は経営普及課が主体となり毎年行うものとし、おおむね3年に1回は対象となるように計画的に農業普及指導センターを選定し、主要な普及指導計画の評価を行う。

また、農業者等のニーズに対応し高い成果を得るため、先進的な農業者を始め、幅広く客観的な視点から評価を受ける。

(ウ) 重点プロジェクト計画の策定

特に重要な課題については、農業革新支援担当が重点課題解決活動計画（重点プロジェクト計画）を定め、農業普及指導センター、試験研究機関等と連携して当該計画に基づく活動を推進する。なお、重点プロジェクト計画は、食料システム関係者等多様な関係者との連携により高い効果が得られることが期待されるものを基本として設定するものとする。

キ 調査研究活動の実施

普及指導員は、普及指導活動において更に有用な成果が得られるよう高度先進技術や普及指導活動の方法について調査研究を実施する。

調査研究で得られた成果や活動方法については、成果発表や検討会並びにデータの公表により情報共有し、普及指導員の資質向上に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

第2で掲げた課題に対応した普及指導活動を実施するため、普及指導員を県内の農業普及指導センターに配置するとともに、普及指導員の活動に関する総合的な連携調整を行う普及指導員を本庁及び試験研究機関に配置する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成を図る。

なお、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることを考慮し、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、優秀な人材の確保を図る。

1 農業普及指導センターへ配置する普及指導員

県の施策推進と地域の課題を考慮し、農業振興を図る地域に普及指導員を適正に配置する。

また、配置に当たっては、作物、野菜、果樹、花き、畜産及び6次産業化（加工）等の専門項目を担う普及指導員の配置に努める。

なお、解決すべき困難な課題が多い中山間地域については、課題解決に

対応できる体制構築に努める。

2 本庁及び試験研究機関へ配置する普及指導員

普及指導員のうち、高度な専門性と関係機関・団体等との調整力を有する者を農業革新支援担当と位置づけ、本庁及び試験研究機関に配置する。

農業革新支援担当は、本庁行政各課や試験研究機関、新潟県農業大学校（新潟県行政組織規則（昭和三十五年新潟県規則第八号）により規定。以下「農業大学校」という。）及び食料システム関係者等との総合的な連携調整に努め、国及び県の政策課題に的確に対応し、行政施策と一体となった普及指導活動を推進するとともに、生産現場のニーズの橋渡し役として研究開発に参画するほか、試験研究機関、大学及び民間企業等が開発した高度先進技術の迅速な普及や、地域の実情に応じた技術の組立て等を指導する。

また、地域の農業普及指導センターと連携し、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導や普及指導員の資質向上に取り組むほか、先進的な農業者や地域農業のリーダー等と連携する。

なお、農業革新支援担当の専門項目、担当分野については、農業普及指導活動推進要綱及び農業革新支援担当活動計画に位置づける。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するために、自らが取り組む調査研究、OJTに加え研修の充実強化等により、資質の向上を図る。

1 人材の育成計画

運営指針第四の一に規定する人材育成計画は農林水産部人材育成プログラム（平成二十四年四月）とする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能や役割を発揮するため、多様な農業者に接し有意義な情報交換を行うためのコミュニケーション能力や、食料システム関係者等の多様な関係者と農業者・産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力に加え、地域計画の変更等に要する地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析力、これらに基づいた将来展望や関係機関間の連携方策を提案する企画力などの資質向上を図る。

また、国施策の展開方向や、県農政の重点施策にかかる課題を踏まえ、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）、農作業安全、鳥獣被害防止対策、国際水準GAP、知的財産、経営継承等に関する指導に必要な技術及び知識の習得に努める。

3 資質向上の方法

普及指導員に対する研修については、農林水産部人材育成プログラムを基に経験年数や解決すべき課題等に応じた普及指導員研修実施計画を毎年度策定し実施する。

研修の実施に当たっては、習得を図ろうとする知識・技術に応じて、国等が行う研修やeラーニングの活用を図るとともに、先進的な農業者、試験研究機関、民間企業や外部専門家等からも協力を得る。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業普及指導センターの運営

組織的な普及活動を行うため、地域実態に即した活動体制を整備するとともに、組織の総合力が発揮できるよう運営する。

また、農業普及指導センターの配置場所から遠隔地となる地域や、普及指導活動が特に必要な地域に分室を配置する。

2 農業革新支援センターの運営

農業革新支援センターは、行政や試験研究機関等と連携して、技術指導及び経営指導等を迅速に実施できる活動体制とする。

また、農業革新支援担当は、先進的な農業者等とパートナーシップを構築するとともに、普及指導員と連携して、高度かつ専門的な相談に対応する。

3 情報提供・相談機能の体制等の整備

農業普及指導センターは、スマート農業や気候変動への対応等、高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系への転換など、地域農業の持続的発展に資する情報の収集・整理・発信を通じ、農業者を始め、関係機関・団体、食料システム関係者等とをつなぐハブ機関としての機能を発揮する。

また、集めた情報や支援等を通じて得られた知見を各農業普及指導センター等で共有するとともに、取得したデータの管理や取扱いには十分に留意しつつ、普及組織内外との効率的なデータ共有・連携体制の構築に努める。

加えて、市町村等と連携した就農支援や企業的経営を担う農業人材の育成指導など、専門性の高い指導の強化及び経営・高度技術のコンサルティング機能の充実を図るため、外部専門家等とも連携を図りながら農業経営相談体制を整備する。

4 普及協力体制の整備

農業普及指導センターは、効果的な普及指導活動を推進するため管内市町村、農業団体の長で構成する「協議会等」において、関係機関・団体との連携手法及び役割分担等について協議するとともに、市町村単位等で農業改良会議等を開催し、協同農業普及事業の推進と適切な運営に努める。

また、指導農業士、青年農業士及び農村地域生活アドバイザーのほか、普及指導員OB、専門家等の協力を得て普及指導活動を推進する。

第6 農業大学校における研修教育に関する事項

県農業をリードする優れた農業経営者等を育成するため、農業大学校において、即戦力として活躍できる実践的な農業技術力と経営力を養う研修・教育を展開する。

1 学生教育の充実

優れた就農人材の育成に向け、実践的な講義及び実習等に加え、国際水準GAPの実践や農畜産物輸出、企業・研究機関及び大学等と連携したスマート農業技術や環境負荷低減に資する生産技術に関する研修等、就農後の実践力が高まる研修教育を行う。

さらに、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業者や大学及び民間企業等と連携し、法人等で中核を担う農業者になるために必要な企画・販売力等経営管理に関する教育を充実する。

また、農家出身でない学生や雇用就農する学生等が増加していることを踏まえ、学生等の円滑な就農に向け、就農相談や農業法人等とのマッチングなど、農業普及指導センターと連携した就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関・団体と連携し、継続的な支援を行う。

2 農業者等に対する研修の充実

認定農業者、新規就農者及び女性農業者等の経営発展のため、幅広いニーズに対応する実践的な研修を実施する。また、経営感覚に優れた担い手の

育成に向けて、地域農業者が営農しながら学ぶことができる研修機会の提供に努めるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

3 社会人等への研修機会の提供

U I ターン就農等社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、農業普及指導センター及び関係機関・団体との連携・役割分担のもと、社会人等に対する研修機会の充実を図るとともに、就農後の定着に向けた各種研修を実施する。

また、J A等が運営する研修農場、先進的な農業者や農業法人等で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や農業普及指導センター等との連携・役割分担のもと、必要に応じて研修の補完を行う。

4 就農・就業への理解促進

(1) 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業普及指導センター及び農業高校等と連携し、将来の就農が期待される高校生等に対する実践的な研修機会等を提供する。

併せて、指導職員の指導力向上を図るため、農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

(2) 農業への理解促進

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業大学校において児童、生徒、一般県民等に対する農業理解促進のための研修の機会の提供に努める。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業への理解促進

農業・農村及び農畜産物に関する県民の理解を深めるため、農業者等が行う交流活動等の取組を支援するとともに、農業情報や普及活動の実施状況等を積極的に提供する。

2 海外技術協力

(1) 海外農業研修生の受入れ

海外農業研修生の受入れについては、可能な範囲で協力する。

(2) 普及関係職員の海外派遣

普及指導員の海外技術協力については、必要に応じ協力する。